

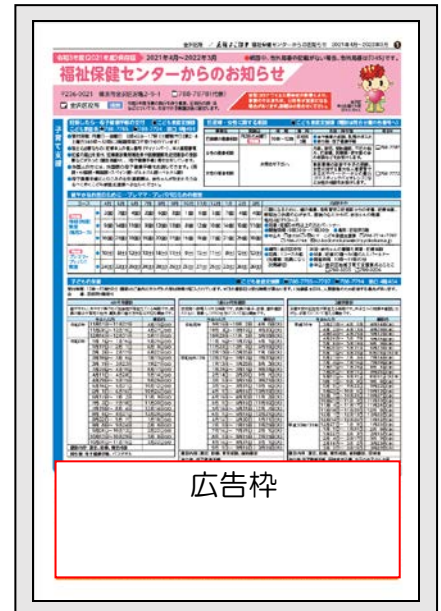
広告募集案内【定価制】
(印刷物広告掲載仕様書)

「金沢区福祉保健センターからのお知らせ」に広告を掲載する事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

名 称	金沢区福祉保健センターからのお知らせ	
内 容	福祉保健センターが実施する乳幼児健診、がん検診、講座、教室の内容・日程等の案内	
規格	判 型	タブロイド判
	ページ数	4 ページ
発行部数	90,000部	
発行頻度	1回/年	
発行予定	令和4年3月1日	
配布期間	令和4年3月1日 ～令和5年2月28日(予定)	
配布方法 (対象者・場所等)	金沢区内全戸配布(広報よこはま金沢区版3月号に折込) 金沢区役所で配架	

▼表紙画像：前回(R3年3月)発行分



■広告内容

掲載場所	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠、税込)
1 ページ目下段	70mm× 241mm	1 枠(2 枠程度 まで分割可)	4 色 (フルカラー)	97,000 円

※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

その他以下に掲げる広告は掲載できません。

- ・墓地、霊園等に関する広告内容
- ・医薬品等の効能に関する広告内容
- ・人権上問題のある広告内容

■原稿の制作等

初稿入稿締切	令和4年1月6日(木)
最終入稿締切	令和4年2月3日(木)

※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。

※ 広告料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。完全データにて入稿してください。
(データ形式: Illustrator、文字はアウトライン化)

※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※ 入稿時には出力見本を添えてください。

※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご注意ください。

■申込み

申 込 条 件	<p>広告代理店※のほか、広告主自らの申込みも可能です。</p> <p>※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
申 込 方 法	<p>申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。</p>
事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。</p> <p>同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）</p>
募 集 開 始 日	<p>令和3年11月30日（火）</p>
申 込 期 間	<p>令和3年11月30日（火）～令和3年12月17日（金）</p>
申 込 先	<p>（担当課名）横浜市金沢区福祉保健課健康づくり係</p> <p>（所在地）〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045-788-7840 / FAX 045-784-4600</p> <p>（Eメール）kz-fukuho@city.yokohama.jp</p>

広告掲載申込書 (印刷物)・施設広告：先着順

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	「金沢区福祉保健センターからのお知らせ」		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市 of 広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）